

手話言語法ニュース

2019年11月25日 特別号NO.3

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田 稔彦

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司・中西久美子

手話を広める知事の会総会・手話言語フォーラム開催

10月15日、東京・衆議院第一議員会館で「手話を広める知事の会総会・手話言語フォーラム」を開催しました。

当日は、手話を広める知事の会会長の平井伸治鳥取県知事（以下、平井会長）、全国手話言語市区長会会長の星野光富士見市長（以下、星野手話市長会長）をはじめ国会議員、行政関係者、聴覚障害当事者、手話関係者等を含め約200名が参加しました。



手話を広める知事の会の皆様

【第1部・総会】

～挨拶～

平井会長、全国知事会会長の飯泉嘉門徳島県知事、日本財団の前田晃常務理事、星野手話市長会長、連盟理事長の石野が挨拶をしました。平井会長は冒頭で10月12日に上陸した台風19号により被災された方々にお見舞いを述べた後に「台風からの復興に向けて全力をあげ、手話通



平井会長 訳ができる人材の派遣を全国各地に行ってはどうかと考えています。私たちは、きこえない人、きこえにくい人、また、きこえる人が共に暮らす共生社会を作っていかなければいけません。

ぜひとも皆様の絶大なご協力を心からお願いを申し上げます。」と呼びかけました。

飯泉知事からは「平時・非常時にかかわらず、障害のある人もない人も安心して暮らせる社会を構築するためには多様なコミュニケーション支援は不可欠であり、全国知事会としても、今回の協定締結を、全国へ向け、広く発信することをはじめ、手話言語法の制定へ向けた国への提言をしっかりと行っていく所存であります。」とのべました。



飯泉徳島県知事



日本財団 前田専務理事



理事長 石野



星野手話市長会長

～総会議事～

議事進行は手話を広める知事の会副会長代理として三重県東京事務所の木平芳定所長が務め「平成30年度の事業報告」、「令和元年度事業計画(案)」、「役員体制(案)」、台風19号の被害を受けて「緊急提案」の承認を得ました。



木平所長

～講義～

筑波技術大学教授の大杉豊氏が「手話言語を学ぶ」をテーマに、手話言語の5つの権利を改めて説き、音声言語も同様であるが、日本ではこれらの権利が意識されにくい状況があると説明しました。

「きこえない子どもには、手話言語と音声言語の両方を獲得する権利、いわば獲得する自由が保障されるべきである。子どもは乳幼児期（生まれてから6歳までの時期）に言語を獲得するが、きこえない子どもが音声言語を自然に獲得できる確率は極めて低く、きこえない子どもが自然に手話言語を



獲得するか、あるいは手話言語の獲得をベースに、音声言語も獲得できる環境の整備が必要である。

具体的には、新生児聴覚スクリーニング検査でリファア（要再検）が出た時に、子育て支援施策において手話言語獲得の支援を行うことであり、

地域の当事者団体、手話サークル、特別支援教育機関など様々な資源を活用して、乳幼児と家族が手話言語の環境に触れる機会を提供する仕組みを作っていく重点的な取組みが望ましい。

5つの権利に沿って、専門家が手話言語を解説した『手話言語白書』が出版されたのでそちらもご一読いただきたい。」



手話言語白書

【第1部・第2部を通してご挨拶をいただいた議員】
(以下、党別 五十音順)

・自由民主党

赤澤 亮正 衆議院議員 石破 茂 衆議院議員
今井 絵理子 参議院議員 笹川 博義 参議院議員
馳 浩 衆議院議員 福山 守 参議院議員
舞立 昇治 参議院議員 牧島 かれん 衆議院議員
宮路 拓馬 衆議院議員

・立憲民主党

枝野 幸男 衆議院議員 川田 龍平 参議院議員
初鹿 明博 衆議院議員 福山 哲郎 参議院議員

・希望の党

小宮山 泰子 衆議院議員

・国民民主党

原口 一博 参議院議員

【第2部・手話言語フォーラム】

連盟副理事長の長谷川より、「手話言語条例が全国的に広がりを見せている一方で聞こえない乳幼児に対する手話言語の獲得環境が不十分であり、このフォーラムを通し参考にしていただきたい」と、挨拶しました。

～来賓挨拶～

ご多忙の中、日本障害フォーラム、日本財団、他国会議員の先生方にご挨拶いただきました。



日本障害フォーラム 藤井 克徳 副代表



日本財団 石井 靖乃氏

～報告～

平井会長、星野手話市長会長、全国手話通訳問題研究会の渡辺正夫会長、連盟理事長の石野からそれぞれの取り組みが報告されました。



全通研 渡辺会長

渡辺会長は、手話通訳者の数や高齢化、男女比などの現状の問題点を挙げ、これらを解決していくためには手話通訳ができる行政職員を増やしていくが重要であるとし、フォーラムに参加している行政関係者に呼びかけました。



連盟事務局長 久松

中澤氏：ヒトの言語獲得の医学的背景について。約 340 万年もの間、我々の祖先は、音声言語がまだ十分できないため、きこえる・きこえないにかかわらず、手話言語を使って進化を遂げてきたと考えられる。また、脳の言語処理は、音声言語も手話言語も同じ場所であることが証明されている。つまり、すべての子どもには、音声言語も手話言語も両方学べる脳力(脳の力)がある。 中澤教授



中澤教授

武居教授：手話の力は日本語に橋を渡す役割がとて大きい。手話言語の力を活用し、日本語の読み書きや学力につなげていくには、手話環境を支援する必要がある、それは行政の大きな役割である。手話環境にある子どもたちの手話獲得は、きこえる子どもの音声言語獲得と頭の中では同様に処理されている。手話の力は日本語取得の邪魔にはならず、むしろ促進要因になる。



武居教授

河崎教授：大阪府乳幼児期手話言語獲得支援事業「こめっこ」について。手話言語を早期に獲得することによって、映像思考が保障され、コミュニケーションにおける同時性、相互性、対等性、効率性を保障し、理論的思考の可能性を広げられること。赤ちゃんのときから、手話言語に出会い、意味をつかみ、内容がわかり、何でも伝えられる自分を実感し、日本語という言語について学んでいくことが大切。



河崎教授

大杉教授：きこえない子どもは手話言語を母語として獲得すべきであり、手話言語の基礎は6歳までにきちんと身につけることが望まれ、そのための環境整備が必要。手話言語環境のあり方は、今後研究が必要な分野ではあるが、乳幼児が家族と一緒に手話言語のシャワーを浴び続けられるような、そして教育につながって行くような環境の仕組みを作りたい。そのためにも手話言語法の制定が必要である。

～指定発言～

連盟副理事長の小中から地元の台風の被害状況の報告の後、「きこえない人にとって、手話言語は心のエネルギーになります。」

また、手話言語には多角的なメリットがあることを、本日改めて確認する事が出来ました。」と発言。

～宣言～

まず初めに、この度の台風19号により犠牲になられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

被災地の日も早い復旧・復興に向け、我々、手話を広める知事の会も一致結束して被災地の支援に邁進します。

それでは、宣言をします。

2013年、鳥取県が全国で初めて「手話言語条例」を制定されて以降、本日までに、26道府県を含め285もの自治体において、手話言語条例が制定されています。

全国に広がりを見せている条例は、手話を言語として位置付け、手話の普及を進めることによって、手話言語が使いやすい環境をつくり、きこえない・きこえにくい人ときこえる人が互いを理解し共生する社会を作っていくという趣旨のものです。

その広がりを見せる中、全日本ろうあ連盟は、障がい当事者であるきこえない・きこえにくい人自身が運営する、きこえない・きこえにくい人のための国際的な総合スポーツ大会であり、また参加者が国際手話によるコミュニケーションで友好を深められる4年に一度の祭典、デフリンピックの誘致に努めておられます。

また日本の大きな課題である少子高齢化をテーマに地域社会が元気になる映画製作を進めようとしています。

これからも、私たちは、手話は言語という認識のもと、手話言語に関する法制度の整備を求め、また映画製作やデフリンピックの誘致に努めておられる全日本ろうあ連盟を応援していきましょう。



神奈川県福祉子ども未来局の香川智佳子局長(右)(音声)
神奈川県聴覚障害者連盟の井上良員副理事長(左)(手話)

～閉会～

閉会の挨拶は、日本手話通訳士協会の川根紀夫理事が務め、「今回、脳科学的にみても手話は言語であること、音声言語優位だったものを変えるために手話言語法が必要であるという2点が改めて確認できました。この2つを地域に持ち帰り言語法制定に取り組んでいくことを約束します」と述べ、総会・フォーラム共に盛況のうちに終了いたしました。



士協会の川根理事



連盟副理事長 小中